

# にいがた緑のものがたり'98

## 第15回全国都市緑化にいがたフェア

花いっぱい、緑いっぱいの79日間

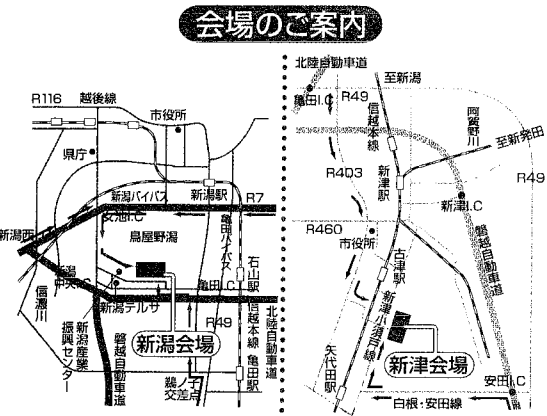
期日：8月1日～10月18日 テーマ：創ろうふれあう緑広げよう明日の地球へ

9月7日(月) 小須戸町の日  
みんなで応援して盛り上げよう!

会場：新潟会場メーンステージ  
時間：午前11時より  
演日：喧嘩太鼓、神楽舞



上記のほか、特産品コーナー等で来場者の皆さんに小須戸町を紹介します。



### 花と緑の体験 ガーデニングスクール

新潟会場にて人気のガーデニングスクールを実施します。  
定員制になっておりますので、参加希望者は下記にお問合せの上、お申込下さい。

お問合せ先  
緑化フェア実行委員会事務局 催事課  
TEL & FAX 025-286-2239

- ・駐車場完備 (一般車両500円)  
新津会場1,900台、新潟会場9,100台
- ・シャトルバスが運行されます。(約300円)  
新潟駅⇔新潟会場 新津駅⇔新津会場  
新潟会場⇔新津会場
- ・JRよりシャトルバスも利用できる  
緑化フェアフリーきっぷ発売中!  
詳しくは矢代田駅にお問合せ下さい

### 相互利用施設

所在市町村	施設の名 称
白 根 市	白根総合公園 (カルチャーセンター・多目的広場)、白根市テニスコート、白根市立白根図書館、白根市産業厚生会館、白根市勤労者福祉センター、白根市青年教育センター、諏訪木運動広場 (照明施設を含む)
白根市役所 ☎025(373)2111	
小 須 戸 町	小須戸町スポーツ公園 (野球場、テニスコート)、小須戸町ふれあい会館
味 方 村	味方村村民テニスコート、味方村村民野球場、味方村B & G 海洋センター、味方村村民体育館
味方村役場 ☎025(372)1141	
月 潟 村	月潟村総合ゲートボール場、月潟村野球場、月潟村テニスコート、月潟村農村環境改善センター、月潟村民図書館
月潟村役場 ☎025(375)2710	
中 之 口 村	中之口村農村環境改善センター、中之口村総合体育館、中之口村村民野球場、中之口村B & G 海洋センター、中之口村村民テニスコート
中之口村役場 ☎025(375)2712	

昨年より小須戸町・白根市・味方村・月潟村・中之口村の各市町村立公共施設が相互利用できるようにになりました。相互利用にすることにより、生涯学習やスポーツ振興の場の拡充を図ることにより、教育・文化の発展を目的としています。なお、相互利用できる施設は次の表の各施設です。申込・使用料等、詳細については各施設又は各市町村役場におたずねください。

公共施設の相互利用ができます。



8月

### 在宅の寝たきり 老人等の介護者に 手当てを支給します

町では毎年9月に、在宅の寝たきり老人又は、重度心身障害者(児)に、清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護に当たる家族の負担軽減と福祉増進を図ることを目的に手当を支給します。対象者は期限までに申請書を提出してください。

- ① 対象者 次のいずれかに該当する方で、排便に際して全面介助を必要とする者
- ② 65歳以上の寝たきり老人
- ③ 身体障害者手帳の1級、2級
- ④ 療育手帳A
- ⑤ 申請先 保健福祉課福祉係 (申請書は福祉係にあります。印鑑を持参。)
- ⑥ 申請期限 8月21日(金)

### 児童扶養手当 受給者の皆さんへ

児童扶養手当は、現在母子で生活されている方等に対して支給される手当です。ただし、次の①～⑦の方は対象となりません

- ① 母(養育者)又は対象児童が、日本国内に住所がないとき
- ② 母(養育者)が、障害年金等の公的年金給付、又は労働基準法等による遺族補償(給付事由発生後6年経過を除く)等を受けることができる
- ③ 対象児童が、児童福祉施設等の施設に入所したり、里親に委託されているとき(母子寮、通園施設は除く)
- ④ 対象児童が、父と生計を同じくしているとき(父が重度障害者のときを除く)
- ⑤ 対象児童が、父に支給される公的年金給付額の加算対象となっているとき
- ⑥ 対象児童が、父又は母の死亡による遺族年金等の公的年金給付、又は労働基準法等による遺族補償(給付事由発生後6年経過を除く)等を受けることができる
- ⑦ 手当の支給要件に該当してから認定請求をせず5年を経過したとき

手当の支給を受ける方の所得が一定額以上ある場合は、手当の全部、又は一部の支給を停止することがあります。

### 所得制限限度額

本人(2人世帯)	全部支給	(所得)	90.4万円 → 90.4万円
		(収入)	204.8万円 → 204.8万円
一部支給	(所得)	272.2万円 → 192.0万円	
	(収入)	407.8万円 → 300.0万円	
扶養義務者(6人世帯)	(所得)	731.7万円 → 426.0万円	
	(収入)	946.3万円 → 600.0万円	

※収入は、所得に対する目安です。

平成10年8月以降の月分の手当に関する所得制限は次のとおりに変わります。

また、この度の制度改正で未婚の母子の方で児童が父親に認知を受けた場合も引き続き手当を受給できる事になりました。現在、未婚の母子の方で児童が父親に認知され、手当を受給されていない方は、認定請求を行なうと翌月から支給されます。詳しくは福祉係までお問合せ下さい。

### 金婚のご夫婦は お申し出ください

町では今年も、金婚を迎えられたご夫婦に、その長寿と夫婦円満をお祝いして、記念品等を贈呈いたします。該当されるご夫婦は、8月12日(水)までに保健福祉課福祉係へお知らせください(☎3813111 内線133・134)

### 高齢者大学公開講座の 受講生を募集します

新潟県高齢者大学では、公開講座の受講生を募集します。受講を希望される方は、次の要領で申し込んでください。

- ◇講座「家族を考えなおす」～高齢化社会と老人の立場から～
- 期間 9月17日(木)～11月19日(木) 毎週木曜日
- 講義時間 13:30～15:30
- 会場 北蒲原農協会館(JR新発田駅より徒歩5分)
- 講師 浅妻康二先生(新潟薬科大学名誉教授)

### 働きたい女性のための ワークショップ

9月14日(金)～11月2日(金)まで 五泉市・五泉服飾専門学校にて 対象は、就業を希望する女性(主として家庭の主婦等)で定員は20人。毎週月・水・金の午前9時30分から午後3時30分。受講料は無料。

ただし教材費3千円程度負担。申込みは8月10日(月)から8月31日(日)まで。

五泉服飾専門学校(電話4311354)へ来所、申込用紙記入。電話申込は不可。